

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、  
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和八年六月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

株式会社山崎本社	（ 名 氏 名 称 ）
広島県廿日市市木材港南二番四号	主たる事務所又は 事業所の所在地
令和八年六月二日	取消年月日